

学位申請論文審査基準

法学研究科

修士学位論文審査基準

博士前期課程の学位授与方針により、審査のうえ、「修士（法学）」の学位を授与する。

審査にあたっては、提出された論文について以下の項目を考慮する。なお、論文は原則として日本語によるものとする。

- 1) 主題が明確かつ適切であること。
- 2) 論証に合致した手法が選択されていること。
- 3) 適切な先行研究が踏まえられたものであること。
- 4) 章立て、文章表現、引用の仕方が適切であること。
- 5) 内容に論理の矛盾や飛躍がなく、正確かつ明確に記述されていること。また、執筆者が、当該分野において、総合的、専門的また学際的な教育・研究を行える能力を身に付け、当該分野の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力を身に付けていることを、論文の内容が証明するものであること。
- 6) 結論が正確かつ明確であること。

課程博士学位論文審査基準

本審査基準は課程博士を対象とするものである。

博士後期課程の学位授与方針により、審査のうえ、「博士（法学）」の学位を授与する。

審査にあたっては、提出された論文について以下の項目を考慮する。なお、論文は原則として日本語によるものとする。

- 1) 主題が明確かつ適切であること。
- 2) 論証に合致した手法が選択されていること。
- 3) 適切な先行研究が踏まえられたものであること。
- 4) 章立て、文章表現、引用の仕方が適切であること。
- 5) 内容に論理の矛盾や飛躍がなく、正確かつ明確に記述されていること。また、執筆者が、当該分野において、総合的、専門的また学際的な特に優れた教育・研究を行える能力を身に付け、当該分野の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な特に優れた学識・能力を身に付けていることを、論文の内容が証明するものであること。
- 6) 結論が正確かつ明確であること。

附則

1. この基準の改廃は、研究科委員会の審議を経て研究科委員長が行う。
2. この基準は、平成 31 年 3 月 31 日より施行する。